

よくあるご質問

Q: 何のためにマイナ保険証の利用促進をするの？

A: 令和6年12月2日以降、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を基本とする仕組みに移行しているためです。

Q: 患者本人への説明が難しい場合はどうしたらいいの？

A: 患者ご本人への説明が難しい場合には、ご家族等の付き添いの方にご説明をお願いします。

Q: 声掛けやチラシ配付(またはポスター掲示)の実施有無はどのように確認するの？

A: 対象期間中における実施の有無は、「施術所等向け総合ポータルサイト」で確認いたします。今後、報告フォームを開設し、メール等でお知らせ予定です。

Q: マイナ保険証の患者が0名だった場合はどうなるの？

A: オンライン資格確認を導入し、運用開始日を入力のうえ、マイナ保険証の利用促進のための取組(お声掛けとチラシの配付またはポスター掲示)を行っていただければ、結果としてマイナ保険証を利用する患者が0名だった場合でも、協力金支給要件を満たします。

Q: 患者がマイナンバーカードを持っていない場合はどうするの？

A: 患者がマイナンバーカードを保有していない場合は、同封のリーフレットを参考に、マイナンバーカードが健康保険証として利用出来ることをご説明のうえ、マイナンバーカードの作成等のお声掛けをお願いします。

Q: 運用開始が7月からになる場合でも、協力金の支給対象となるの？

A: 取組内容の対象期間中に運用を開始し、取組の報告を行えば支給の対象となります。

協力金制度に関するお問い合わせ先

○オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583(通話無料)

月曜日～金曜日(祝日を除く)8:00～18:00

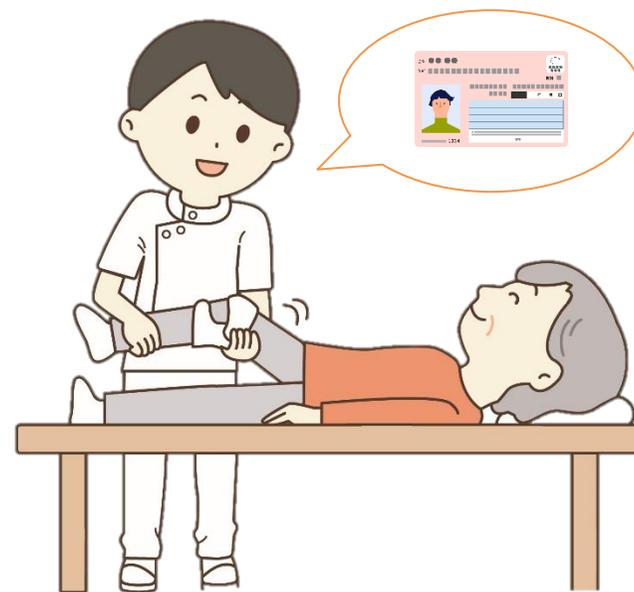
土曜日(祝日を除く)8:00～16:00

○オンライン資格確認等お問い合わせフォーム

<https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf?id=com.inquiry>



マイナ保険証の利用促進にご協力いただいた施設に対し 協力金を支給いたします



協力金の支給について

概要

マイナ保険証の利用促進にご協力いただいた施術所等に
5万円を協力金として支給いたします。

支給要件

オンライン資格確認を導入し、運用開始日を入力のうえ、患者等へのマイナ保険証利用促進に係る**お声掛け**と、**チラシの配付**または**ポスター掲示**を実施。

※ 対象期間中における実施の有無は、「施術所等向け総合ポータルサイト」で確認いたします。今後、報告フォームを開設し、メール等でお知らせ予定です。

対象期間

令和7年(2025年)5月～7月

マイナ保険証の利用促進のための協力金について

対象となる施設

オンライン資格確認(資格確認限定型)を導入済みかつ、施術所等向け総合ポータルサイトにおいて「**運用開始日**」の入力が完了している施設が対象となります。

※ 併設施術所等については、オンライン資格確認を両方の施術所等に導入している場合は、両方の施設等が対象となります。主たる施術所等のみの導入であれば、主たる施術所等のみが対象となります。

「運用開始日」の入力方法

オンライン資格確認の導入が完了し、マイナ保険証での受付体制が整いましたら、運用開始日の入力をお願いします。

- ① 右の二次元コードより運用開始日入力フォームにアクセスしてください。
 - ② 施術所等向け総合ポータルサイトのユーザー登録時のメールアドレス、パスワードを入力しログインしてください。
 - ③ 「運用開始日入力欄」に入力し、送信していただくことで、運用開始日入力は完了となります。
- ※ アクセスした際に、運用開始日入力欄に日付が記載されていれば、完了済みです。



入力フォームはこちら

ホーム > 業務 > オンライン資格確認 > 運用開始日登録

検索

運用開始日登録

こちらからオンライン資格確認の運用開始日を登録いただけます。

必須

利用状況

ステータス
利用可

運用開始日入力欄

運用開始日
オンライン資格確認の運用開始日(又は運用開始予定日)を選択(入力)してください。 *

YYYY-MM-DD

送信

必須情報
運用開始日

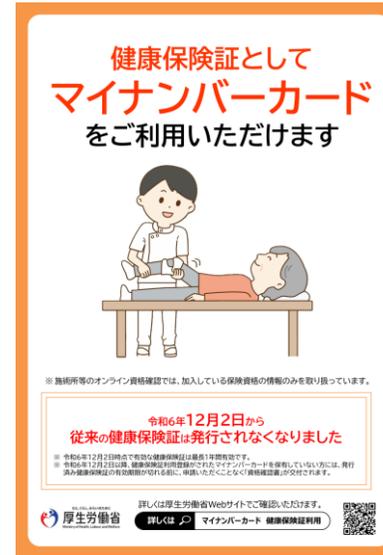
忘れずに入力してね!

取組内容

対象期間において以下の①と②両方の取組をお願いします。

- ① 患者等へのお声掛け
同封のお声掛けの参考資料もご活用ください。
- ② 患者等へのチラシの配付またはポスター掲示
マイナ保険証の利用促進に係る内容であれば、どのチラシ・ポスターでも構いません。

配付用チラシ・ポスター(例)



チラシ・ポスターのどちらにも使えるよ!



チラシ・ポスターはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001312810.pdf>

取組の実施報告等について

- 取組の実施報告と施術所等の振込先口座等の登録受付に関しては、施術所等向け総合ポータルサイトから行っていただく予定です。
- 協力金の支給は上記報告をもとに、令和7年秋頃を予定しています。

協力金の対象となる施設

／ 柔道整復師の皆様へ ／

オンライン資格確認(資格確認限定型)を導入済みかつ、施術所等向け総合ポータルサイトにおいて「**運用開始日**」の入力が完了している施設が対象となります。

※ 併設施術所等については、オンライン資格確認を両方の施術所等に導入している場合は、両方の施設等が対象となります。主たる施術所等のみの導入であれば、主たる施術所等のみが対象となります。

オンライン資格確認の導入が完了した施術所等で、マイナ保険証の利用促進にご協力いただいた施設に対し
協力金を支給いたします

※ まずは中面に沿って、オンライン資格確認の導入をお願いします。

取組内容

対象期間中に以下の①と②両方の取組をお願いします。

- ① **患者等へのお声掛け**
同封のお声掛けの参考資料もご活用ください。
- ② **患者等へのチラシの配付またはポスター掲示**
マイナ保険証の利用促進に係る内容であれば、どのチラシ・ポスターでも構いません。

配付用チラシ・ポスター(例)

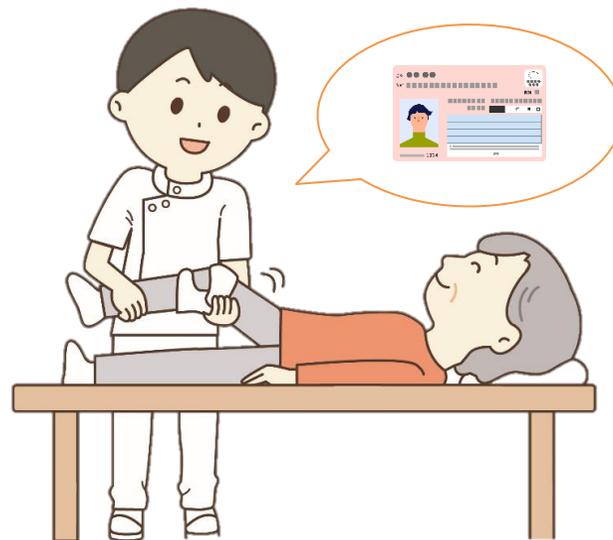


チラシ・ポスターはこちら



チラシ・ポスターのどちらにも使えるよ!

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001312810.pdf>



協力金の支給について

概要	モバイル端末等の購入等に対する費用補助(最大4.1万円)とは別に、マイナ保険証の利用促進にご協力いただいた施術所等に 5万円を協力金として支給 いたします。
支給要件	オンライン資格確認を導入し、運用開始日を入力のうえ、患者等へのマイナ保険証利用促進に係る お声掛けと、チラシの配付またはポスター掲示 を実施。 ※ 対象期間中における実施の有無は、「施術所等向け総合ポータルサイト」で確認いたします。今後、報告フォームを開設し、メール等でお知らせ予定です。
対象期間	令和7年(2025年)5月～7月

取組の実施報告等について

- 取組の実施報告と施術所等の振込先口座等の登録受付に関しては、施術所等向け総合ポータルサイトから行っていただく予定です。
- 協力金の支給は上記報告をもとに、令和7年秋頃を予定しています。

協力金制度に関するお問い合わせ先

○オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583(通話無料)

月曜日～金曜日(祝日を除く)8:00～18:00

土曜日(祝日を除く)8:00～16:00

○オンライン資格確認等お問い合わせフォーム

https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf?id=com_inquiry



オンライン資格確認(資格確認限定型)の導入手順

※ 施術所等向け総合ポータルサイトの「導入準備」内に、視覚障害をお持ちの方向けの、音声読み上げ対応の手引も掲載しています。

1 施術所等向け総合ポータルサイトでのユーザー登録

- オンライン資格確認(資格確認限定型)の各種申請には、施術所等向け総合ポータルサイトでのユーザー(アカウント)登録が必要になります。
- 「施術所等向け総合ポータルサイト」を検索し、「新規ユーザー登録はこちら」から新規ユーザー登録をしていただきますようお願いいたします。



ユーザー登録はこちら

2 ポータルサイトから利用開始申請

- 施術所等向け総合ポータルサイトの「ログインはこちら」からログインをして、「各種申請」をクリックのうえ「利用開始申請」から申請を行ってください。
 - 利用開始申請の手続きが完了すると(※)、ユーザー登録時に登録したメールアドレス宛に、利用開始申請受付完了のメールが送付されます。
- ※ マイナ資格確認アプリに係る利用開始申請からメールが届くまでに、最長1週間程度お時間をいただいております。あらかじめご了承ください。

3 アプリのセットアップに必要な情報をダウンロード

- 利用開始申請受付完了メールを受信後、実際にモバイル端末等でマイナ資格確認アプリを使用できるように設定するには、端末ごとに「マイナ資格確認アプリ ユーザ設定情報」が必要です。施術所等向け総合ポータルサイトにログインし、以下の手順でダウンロードしてください。

①ポータルサイトトップの「各種申請」をクリック



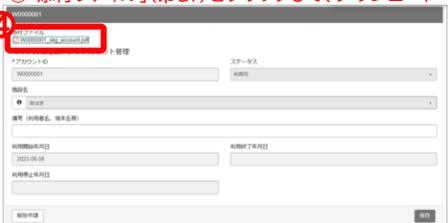
②一覧から「資格確認アカウント管理」をクリック



③利用申請した台数分のアカウントから、1つをクリック



④「添付ファイル」(.pdf)をクリックして、ダウンロード



4 モバイル端末等でマイナ資格確認アプリの初期セットアップ

- オンライン資格確認を行うためのパソコンやタブレット・スマートフォンを用意してください。
- 以下の手順で「マイナ資格確認アプリ」の初期セットアップを行います。

①App StoreやGoogle Play、Microsoft Storeより「マイナ資格確認アプリ」をダウンロード

②利用規約を確認・同意

③機関コード、ID、パスワード、アクティベーションコードを入力し、《登録する》をクリック

④ログイン時のパスコードを入力(任意で設定可)

※利用申請した台数分、③④のセットアップをしてください。

5 ポータルサイトから運用開始日入力

- 初期セットアップが完了し、マイナ保険証での受付体制が整いましたら、運用開始日の入力をお願いします。

- 右の二次元コードより運用開始日入力フォームにアクセスしてください
- 施術所等向け総合ポータルサイトでのユーザー登録時のメールアドレス、パスワードを入力しログインしてください。
- 「運用開始日入力欄」に入力し、送信していただくことで、運用開始日入力は完了となります。



入力フォームはこちら

- ※ アクセスした際に、運用開始日入力欄に日付が記載されていれば、完了済みです。
- ※ 運用開始日入力をしていただくことで、協力金支給対象となります。詳細は裏面の協力金に関する内容をご確認ください。

6 ポータルサイトから助成金申請(モバイル端末等の購入等に対する費用補助(最大4.1万円))

- オンライン資格確認実施のためのモバイル端末等の購入等に対して、最大4.1万円の費用補助を行います。(事業費に対し実費補助)
- 助成金の申請は、施術所等向け総合ポータルサイトにおいて受け付けています。

よくあるご質問

Q: 何のためにマイナ保険証の利用促進をするの？

A: 令和6年12月2日以降、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を基本とする仕組みに移行しているためです。

Q: 患者本人への説明が難しい場合はどうしたらいいの？

A: 患者ご本人への説明が難しい場合には、ご家族等の付き添いの方にご説明をお願いします。

Q: 声掛けやチラシ配付(またはポスター掲示)の実施有無はどのように確認するの？

A: 対象期間中における実施の有無は、「施術所等向け総合ポータルサイト」で確認いたします。今後、報告フォームを開設し、メール等でお知らせ予定です。

Q: マイナ保険証の患者が0名だった場合はどうなるの？

A: オンライン資格確認を導入し、運用開始日を入力のうえ、マイナ保険証の利用促進のための取組(お声掛けとチラシの配付またはポスター掲示)を行っていただければ、結果としてマイナ保険証を利用する患者が0名だった場合でも、協力金支給要件を満たします。

Q: 患者がマイナンバーカードを持っていない場合はどうするの？

A: 患者がマイナンバーカードを保有していない場合は、同封のリーフレットを参考に、マイナンバーカードが健康保険証として利用出来ることをご説明のうえ、マイナンバーカードの作成等のお声掛けをお願いします。

Q: 運用開始が7月からになる場合でも、協力金の支給対象となるの？

A: 取組内容の対象期間中に運用を開始し、取組の報告を行えば支給の対象となります。

協力金制度に関するお問い合わせ先

○オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583(通話無料)

月曜日～金曜日(祝日を除く)8:00～18:00

土曜日(祝日を除く)8:00～16:00

○オンライン資格確認等お問い合わせフォーム

<https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf?id=com.inquiry>



マイナ保険証の利用促進にご協力いただいた施設に対し 協力金を支給いたします



協力金の支給について

概要	マイナ保険証の利用促進にご協力いただいた施術所等に 5万円を協力金として支給 いたします。
支給要件	オンライン資格確認を導入し、運用開始日を入力のうえ、患者等へのマイナ保険証利用促進に係る お声掛け と、 チラシの配付 または ポスター掲示 を実施。 ※ 対象期間中における実施の有無は、「施術所等向け総合ポータルサイト」で確認いたします。今後、報告フォームを開設し、メール等でお知らせ予定です。
対象期間	令和7年(2025年)5月～7月

マイナ保険証の利用促進のための協力金について

対象となる施設

オンライン資格確認(資格確認限定型)を導入済みかつ、施術所等向け総合ポータルサイトにおいて「**運用開始日**」の入力が完了している施設が対象となります。

※ 併設施術所等については、オンライン資格確認を両方の施術所等に導入している場合は、両方の施設等が対象となります。主たる施術所等のみの導入であれば、主たる施術所等のみが対象となります。

「運用開始日」の入力方法

オンライン資格確認の導入が完了し、マイナ保険証での受付体制が整いましたら、運用開始日の入力をお願いします。

- ① 右の二次元コードより運用開始日入力フォームにアクセスしてください。
- ② 施術所等向け総合ポータルサイトのユーザー登録時のメールアドレス、パスワードを入力しログインしてください。
- ③ 「運用開始日入力欄」に入力し、送信していただくことで、運用開始日入力は完了となります。



入力フォームはこちら

※ アクセスした際に、運用開始日入力欄に日付が記載されていれば、完了済みです。

ホーム > 業務 > オンライン資格確認 > 運用開始日登録

検索

運用開始日登録

こちらからオンライン資格確認の運用開始日を登録いただけます。

必須

利用状況

ステータス
利用可

運用開始日入力欄

運用開始日
オンライン資格確認の運用開始日(又は運用開始予定日)を選択(入力)してください。*

YYYY-MM-DD

送信

必須情報
運用開始日

忘れずに入力してね!

取組内容

対象期間において以下の①と②両方の取組をお願いします。

- ① 患者等へのお声掛け
同封のお声掛けの参考資料もご活用ください。
- ② 患者等へのチラシの配付またはポスター掲示
マイナ保険証の利用促進に係る内容であれば、どのチラシ・ポスターでも構いません。

配付用チラシ・ポスター(例)



チラシ・ポスターのどちらにも使えるよ!



チラシ・ポスターはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001312809.pdf>

取組の実施報告等について

- 取組の実施報告と施術所等の振込先口座等の登録受付に関しては、施術所等向け総合ポータルサイトから行っていただく予定です。
- 協力金の支給は上記報告をもとに、令和7年秋頃を予定しています。

協力金の対象となる施設

オンライン資格確認(資格確認限定型)を導入済みかつ、施術所等向け総合ポータルサイトにおいて「**運用開始日**」の入力が完了している施設が対象となります。

※ 併設施術所等については、オンライン資格確認を両方の施術所等に導入している場合は、両方の施設等が対象となります。主たる施術所等のみの導入であれば、主たる施術所等のみが対象となります。

オンライン資格確認の導入が完了した施術所等で、マイナ保険証の利用促進にご協力いただいた施設に対し

協力金を支給いたします

※ まずは中面に沿って、オンライン資格確認の導入をお願いします。

取組内容

対象期間中に以下の①と②両方の取組をお願いします。

- ① 患者等へのお声掛け
同封のお声掛けの参考資料もご活用ください。
- ② 患者等へのチラシの配付またはポスター掲示
マイナ保険証の利用促進に係る内容であれば、どのチラシ・ポスターでも構いません。

配付用チラシ・ポスター(例)



チラシ・ポスターはこちら



チラシ・ポスターのどちらにも使えるよ!

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001312809.pdf>



協力金の支給について

概要	モバイル端末等の購入等に対する費用補助(最大4.1万円)とは別に、マイナ保険証の利用促進にご協力いただいた施術所等に 5万円を協力金として支給 いたします。
支給要件	オンライン資格確認を導入し、運用開始日を入力のうえ、患者等へのマイナ保険証利用促進に係る お声掛けと、チラシの配付またはポスター掲示 を実施。 ※ 対象期間中における実施の有無は、「施術所等向け総合ポータルサイト」で確認いたします。今後、報告フォームを開設し、メール等でお知らせ予定です。
対象期間	令和7年(2025年)5月～7月

取組の実施報告等について

- 取組の実施報告と施術所等の振込先口座等の登録受付に関しては、施術所等向け総合ポータルサイトから行っていただく予定です。
- 協力金の支給は上記報告をもとに、令和7年秋頃を予定しています。

協力金制度に関するお問い合わせ先

○オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583(通話無料)
 月曜日～金曜日(祝日を除く)8:00～18:00
 土曜日(祝日を除く)8:00～16:00
 ○オンライン資格確認等お問い合わせフォーム
https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf?id=com_inquiry



オンライン資格確認(資格確認限定型)の導入手順

※ 施術所等向け総合ポータルサイトの「導入準備」内に、視覚障害をお持ちの方向けの、音声読み上げ対応の手引も掲載しています。

1 施術所等向け総合ポータルサイトでのユーザー登録

- オンライン資格確認(資格確認限定型)の各種申請には、施術所等向け総合ポータルサイトでのユーザー(アカウント)登録が必要になります。
- 「施術所等向け総合ポータルサイト」を検索し、「新規ユーザー登録はこちら」から新規ユーザー登録をしていただきますようお願いいたします。



ユーザー登録はこちら

2 ポータルサイトから利用開始申請

- 施術所等向け総合ポータルサイトの「ログインはこちら」からログインをして、「各種申請」をクリックのうえ「利用開始申請」から申請を行ってください。
 - 利用開始申請の手続きが完了すると(※)、ユーザー登録時に登録したメールアドレス宛に、利用開始申請受付完了のメールが送付されます。
- ※ マイナ資格確認アプリに係る利用開始申請からメールが届くまでに、最長1週間程度お時間をいただいております。あらかじめご了承ください。

3 アプリのセットアップに必要な情報をダウンロード

- 利用開始申請受付完了メールを受信後、実際にモバイル端末等でマイナ資格確認アプリを使用できるように設定するには、端末ごとに「マイナ資格確認アプリ ユーザ設定情報」が必要です。施術所等向け総合ポータルサイトにログインし、以下の手順でダウンロードしてください。

①ポータルサイトトップの「各種申請」をクリック



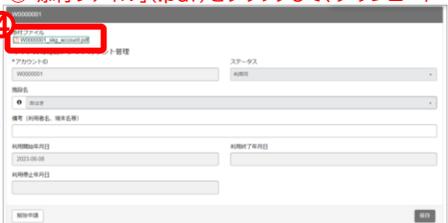
②一覧から「資格確認アカウント管理」をクリック



③利用申請した台数分のアカウントから、1つをクリック



④「添付ファイル」(.pdf)をクリックして、ダウンロード



4 モバイル端末等でマイナ資格確認アプリの初期セットアップ

- オンライン資格確認を行うためのパソコンやタブレット・スマートフォンを用意してください。
- 以下の手順で「マイナ資格確認アプリ」の初期セットアップを行います。

①App StoreやGoogle Play、Microsoft Storeより「マイナ資格確認アプリ」をダウンロード

②利用規約を確認・同意

③機関コード、ID、パスワード、アクティベーションコードを入力し、《登録する》をクリック

④ログイン時のパスコードを入力(任意で設定可)

※利用申請した台数分、③④のセットアップをしてください。

5 ポータルサイトから運用開始日入力

- 初期セットアップが完了し、マイナ保険証での受付体制が整いましたら、運用開始日の入力をお願いします。

- 右の二次元コードより運用開始日入力フォームにアクセスしてください
- 施術所等向け総合ポータルサイトでのユーザー登録時のメールアドレス、パスワードを入力しログインしてください。
- 「運用開始日入力欄」に入力し、送信していただくことで、運用開始日入力は完了となります。



入力フォームはこちら

- ※ アクセスした際に、運用開始日入力欄に日付が記載されていれば、完了済みです。
- ※ 運用開始日入力をしていただくことで、協力金支給対象となります。詳細は裏面の協力金に関する内容をご確認ください。

6 ポータルサイトから助成金申請(モバイル端末等の購入等に対する費用補助(最大4.1万円))

- オンライン資格確認実施のためのモバイル端末等の購入等に対して、最大4.1万円の使用補助を行います。(事業費に対し実費補助)
- 助成金の申請は、施術所等向け総合ポータルサイトにおいて受け付けています。

健康保険証として マイナンバーカード をご利用いただけます



※ 施術所等のオンライン資格確認では、加入している保険資格の情報のみを取り扱っています。

令和6年12月2日から
従来の健康保険証は発行されなくなりました

- ※ 令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は最長1年間有効です。
- ※ 令和6年12月2日以降、健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み健康保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付されます。

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。



健康保険証として マイナンバーカード をご利用いただけます



※ 施術所等のオンライン資格確認では、加入している保険資格の情報のみを取り扱っています。

令和6年12月2日から
従来の健康保険証は発行されなくなりました

- ※ 令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は最長1年間有効です。
- ※ 令和6年12月2日以降、健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み健康保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付されます。



マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードとは？

対面でもオンラインでも使える公的な本人確認書類



おもて面は**顔写真付き**なので
なりすましできません！
対面での本人確認書類に！



うら面は**ICチップ付き**でオンラインで安全・確実な本人確認を行うことができる電子証明書などが入っています。税や年金などのプライバシー性の高い情報は入っていません！

4つの申請方法の手順はこちら

(過去に送付された交付申請書がある場合)

スマートフォン

- ① スマホで顔写真を撮影
- ② スマホで交付申請書の二次元コードを読み取る
- ③ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- ④ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了

パソコン

- ① カメラで顔写真を撮影
- ② 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/>
又は「マイナンバーカード 申請」で検索
- ③ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了

証明写真機

- ① タッチパネルから「**個人番号カード申請**」を選択
- ② 撮影用の料金を投入して、交付申請書の**二次元コードをバーコードリーダーにかざす**
- ③ 画面の案内にしたがって、**必要事項を入力**
- ④ 画面の案内にしたがって、**顔写真を撮影して送信**し、申請完了

郵便

- ① 交付申請書に必要事項を記入し、**6か月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送**し、申請完了

交付申請書がない場合

専用サイトから交付申請書と封筒をダウンロードできます。プリントアウトのうえ、郵送申請ください。

マイナンバーカード 郵便 🔍

詳細は総務省ホームページをご確認ください。



マイナンバーカードの申請方法

出張申請サポートを活用できる場合もあります！

ご自宅に訪問し、マイナンバーカードの申請をお手伝いすることも可能です。市区町村の窓口に行くことが難しい場合でもマイナンバーカードの申請ができますので、ご活用ください。



施設等における出張申請受付

- ✓ 医療機関や高齢者施設などに市区町村の職員が訪問し、まとめて申請を受け付けます。
- ✓ 本人確認後、マイナンバーカードは本人限定受取郵便等でご自宅へ郵送されます。



個人宅に対する出張申請受付

- ✓ 希望される方のご自宅に市区町村の職員が訪問し、申請手続きをサポートします。



施設や市町村の状況によって、対応が難しい場合がありますので、詳しくはお住いの市区町村の窓口やホームページをご確認ください。



マイナンバーカードを受け取ったら、健康保険証として利用する（マイナ保険証）ためのご登録を！

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 「マイナポータル」から行う
- ② 医療機関・薬局の受付（顔認証付きカードリーダー）で行う
- ③ セブン銀行ATMから行う

詳しくは厚生労働省ホームページでご確認いただけます。

詳しくは 

マイナンバーカード 健康保険証利用



マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイ ナン バ ー

受付時間
(年末年始を除く)

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

よくある質問～マイナ保険証について～

患者等からマイナ保険証のメリットや仕組みについて質問された際の返答の参考としてご活用ください。

Q マイナンバーカードって持ち歩いても大丈夫なの？

マイナンバーカードには、プライバシー性の高い個人情報は記録されないほか、偽造防止などにも対応した万全なセキュリティ対策が施されています。マイナンバーカードを紛失、または盗難に遭った際は、24時間365日いつでも電話ですぐにマイナンバーカード機能の一時利用停止の手続きができます。(マイナンバーカード総合窓口：0120-95-0178)また、紛失や盗難の場合、原則1週間でマイナンバーカードを再交付できる「特急発行・交付制度」を利用することができます。

Q マイナンバーカードのICチップから医療（病歴、投薬等）情報まで筒抜けになってしまうことはないですか。

マイナンバーカードのICチップには、税や年金の情報、病歴等、プライバシー性の高い情報は記録されません。また、マイナ保険証は、カードのICチップのほか、顔認証や暗証番号を組み合わせることではじめて、医療情報等を確認できる仕組みです。マイナンバーカードだけでは、税や年金、医療等に関する情報を引き出すことはできません。

Q マイナンバーカードってどうやってつくるの？

スマートフォン・パソコンからの申請以外にも、証明写真機からの申請や郵便での申請が可能です。また、施設や個人宅等に市区町村の職員が訪問し、申請のサポートを実施している自治体もございますので、詳しくは「マイナンバーカードの申請方法」の資料をご確認いただくとともに市区町村の窓口にご照会ください。

※ マイナンバーカードの交付申請書の記入が困難である場合については、介助者等の代筆のうえ、ご本人が押印を行うことで、有効なものとして認められます。



Q 毎回マイナ保険証を提示する必要があるの？

提示は毎回お願いしています。

マイナ保険証で、患者の保険資格についてご確認させていただいています。

Q マイナ保険証ってどこでもつかえるの？

全国の9割以上の医療機関・薬局でマイナ保険証をお使いいただけます。

また、接骨院・鍼灸院・あん摩マッサージ指圧の施術所等(出張專業を含む)でもお使いいただけます。

厚生労働省のホームページに、マイナ保険証に対応している施術所等の施設を公開しています。

※「マイナンバーカードの対応施術所」等で検索すると確認できます。

Q マイナ保険証で資格確認ができない場合はあるの？

何らかの事情でマイナ保険証での受付ができない場合(オンライン資格確認の導入義務の対象外の施術所等である場合も含む)には、マイナンバーカードと合わせて、「マイナポータル画面」や「資格情報のお知らせ」を提示いただくなど、複数の資格確認方法を用意しており、いずれにしても適切な自己負担分のみお支払いいただくこととなります。

よくある質問～マイナ保険証について～

患者等からマイナ保険証のメリットや仕組みについて質問された際の返答の参考としてご活用ください。

Q

医療機関では診療/薬剤、特定健診情報への同意確認があるけど、 施術所等では不要なの？

不要です。接骨院・鍼灸院・あん摩マッサージ指圧の施術所等(出張專業を含む)では患者の資格確認のみを行います。施術所等に患者の診療/薬剤、特定健診情報は共有されません。

Q

暗証番号を忘れました

暗証番号を忘れたり、ロックされている場合でも、窓口職員によってマイナンバーカードの顔写真と患者の顔が同一であることを確認（目視確認）することで本人確認が可能ですので、健康保険証としてご利用いただけます。

※ 暗証番号のロックを解除するためには、住民票のある市区町村窓口で利用者証明用電子証明書パスワード(4桁の番号)の初期化・再設定を行ってもらう必要があります。

※ 暗証番号の管理に不安がある方の負担軽減のため、暗証番号の設定が不要な「顔認証マイナンバーカード」があります。申請方法等の詳細については市区町村のホームページや窓口でご確認ください。

Q

「電子証明書が失効しています」と表示されました。 どうすれば良いですか？

「電子証明書が失効しています」と表示された場合は、施術所等において、マイナ保険証としてご利用できません。そのため、有効期間満了日の3か月前に、ご本人のもとに地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、電子証明書の更新についてのご案内が送付されるほか、施術所等の資格確認の際に、マイナ資格確認アプリの画面上で、有効期間が3か月以内である旨のアラートが出ます。こうしたご案内等を受け取りましたら、速やかに手続きを行っていただくようお願いしております。

なお、電子証明書の有効期限が切れた方であっても、有効期限が切れた日から3ヶ月間は健康保険証としてご利用いただける措置を行っています。健康保険証以外のマイナンバーカードの機能（マイナポータルへのログインやコンビニでの住民票等の交付サービス）はお使いいただけられないため、速やかに住民票のある市区町村窓口にて電子証明書の再発行手続きをしてください。

Q

マイナンバーカードを作らなくても、従来の健康保険証のままでいいの？

令和6年12月2日に従来の健康保険証の新規発行が終了したため、様々なメリットがあるマイナンバーカードの取得と健康保険証利用をご検討ください。

マイナンバーカードを取得されていない場合などは、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」を無償交付されますので、そちらを使用することで、引き続き、一定の負担割合で訪問看護や医療を受けることができます。

また、マイナ保険証を保有している方であっても、マイナンバーカードでの受診等が困難な要配慮者（高齢者、障害者等）は、申請により、資格確認書を無償で交付します。

75歳以上の方については、暫定的な運用として、従来の健康保険証が失効する方に対して、マイナ保険証をお持ちの場合も、資格確認書を無償で申請によらず交付します。

令和6年12月2日時点でお手元にある有効な健康保険証は、最長で1年間(令和7年12月1日まで)使用することができます。

※ 有効期限が令和7年12月1日より前に切れる場合や、転職・転居などで保険者の異動が生じた場合はその有効期限までとなります。

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師向け マイナ保険証利用促進のためのお声掛け

患者等にマイナ保険証を利用促進する際のお声掛けの参考としてご活用ください。

最初のお声掛け

当施設ではマイナンバーカードを健康保険証として利用いただけます。マイナンバーカードをお持ちでしょうか？

はい

従来の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。
マイナ保険証を利用してみませんか？
(★)

はい

こちらの端末でマイナンバーカードの読み取りをして資格確認をさせていただきます。

- ※ モバイル端末等でマイナ資格確認アプリを利用し、目視または暗証番号にて本人確認後、マイナンバーカードの読み取りを行う。
- ※ マイナンバーカードに健康保険証登録がされているかわからない場合でも、アプリで読み取ることで健康保険証の利用登録状況が確認できます。利用登録がされていない場合は、アプリの手順に沿って登録してください。

いいえ

健康保険証 または 資格確認書のご提示をお願いします。

※ 有効な健康保険証 または 資格確認書を確認する。

いいえ

従来の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。
ぜひ次回はマイナンバーカードをお持ちください。
(★)

まだ作成していない場合

マイナンバーカードの申請方法についてはこちらに詳しい説明があります。
多くの自治体で出張申請などのサポートもありますので、ぜひ作成をご検討ください。
※ 「マイナンバーカードの申請方法」のリーフレットをお渡りする。



(★) 利用促進のお声掛けとして、こちらのお声掛けまでぜひお願いいたします。

厚生労働省

オンライン資格確認が未導入の柔道整復師、はり師、きゅう師及び
あん摩マッサージ指圧師の施術所等への対応について

本封書は、令和7年3月24日時点で、オンライン資格確認の利用申請をされていない施術所等に送付しております。既に利用申請がお済みの場合や、やむを得ない事由等に該当する場合には、ご容赦ください。

療養費の受領委任（以下「受領委任」という。）を行っている柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術所等（以下「施術所等」という。）においては、令和6年12月2日から、患者の資格情報のみを確認できるオンライン資格確認の仕組み（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の導入について、原則として義務化となっているところです。

今般お示しするオンライン資格確認が未導入の施術所等への対応について、十分ご了知の上、オンライン資格確認の速やかな導入を行うようお願いいたします。

記

- 令和6年12月2日より、健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行している。また、令和7年12月2日以降は原則として、患者が保有するマイナ保険証（健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカードをいう。以下同じ。）又は資格確認書のいずれかにより資格確認を行うこととなる。
- こうした中、施術所等においてオンライン資格確認を導入していない場合には、マイナ保険証のみを持参した患者に対して、追加的に被保険者番号等を確認する必要が生じるなど、患者側、施術所等側双方に負担が生じることとなるため、まだ導入が完了していない場合には、やむを得ない事由等に該当する場合を除き、速やかにオンライン資格確認を導入されたい。
- 今後も、やむを得ない事由等に該当する場合を除き、オンライン資格確認が未導入の場合には、地方厚生（支）局長又は都道府県知事による集団指導に移行することとなり、さらに、集団指導を行ってもなお、オンライン資格確認が未導入の場合には、受領委任払いを行うことが中止となり得ることとなる旨申し添える。

【お問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

電話：03-3595-2174

E-mail: suisin@mhlw.go.jp

オンライン資格確認の導入を速やかに行ってください

✓ 令和7年12月までにオンライン資格確認を導入してください

- 令和6年12月2日より、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。
- また、**令和7年12月2日以降**は原則として、**患者が保有するマイナ保険証が資格確認書のいずれかにより資格確認を行うこととなります。**
- オンライン資格確認を導入していない場合、マイナ保険証のみを持参した患者に対して追加で被保険者番号等を確認する必要があるなど、**患者側、施術所等側双方に負担が生じる**こととなるため、**まだ導入が完了していない場合にはオンライン資格確認の導入を速やかに行ってください。**

✓ 導入していない場合の今後の対応について

- 受領委任を行っている柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所等において、**令和6年12月2日よりオンライン資格確認(資格確認限定型)の導入が原則義務化となっております。**
- 今後も未導入の状態が続く場合は、地方厚生(支)局長等による**集団指導に移行**します。
- さらに、**受領委任を行うことが中止**となる可能性があります。

✓ 導入の義務化の対象外となる「やむを得ない事由(場合)」について

- 以下の1から3までに記載した「やむを得ない事由(場合)」に該当する施術所等については、義務化の対象外となります。

1-1.【柔道整復師の施術所】

施術者が皆、高齢(注)により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難な方である場合

1-2.【あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所】

施術者が皆、高齢(注)又は視覚障害により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難な方である場合

(注) 令和6年4月時点で、常勤の施術者が皆、70歳以上である場合。

「常勤」とは、原則として施術所において定められた施術者の勤務時間の全てを勤務する者を指す。

2. 令和7年12月2日までの廃止・休止に関する計画を定めている施術所である場合

3. 令和7年12月2日までに受領委任を行うことを中止する施術所である場合

※ 施術所等向け総合ポータルサイトより併設申告を行い、主たる施術所等としてオンライン資格確認を導入している場合は、もう一方の従たる施術所等のオンライン資格確認の導入義務を果たしているものとみなします。

※ 「やむを得ない事由(場合)」に該当し、令和7年1月24日に送付したアンケートに未回答の場合は、二次元コードより回答をお願いします。フォームからの回答が難しく、アンケート用紙がお手元にある場合は、記入のうえ郵送又はメールで返信してください。お手元にない場合は、施術所名、施術所所在地、登録記号番号、メールアドレス、上記の1から3のいずれに該当するかを郵送又はメールで返信してください。



<郵送先>

厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

<メールアドレス>

suisin@mhlw.go.jp

